

■「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定懇談会（第2回）

日時：令和5年11月21日（火） 15時～16時30分

場所：長野保健福祉事務所 301号会議室

1 開会

（事務局：長野県こども・家庭課）

それでは定刻となりましたので、第2回懇談会を開催させていただきます。
進行は会議事項まで、事務局で進めさせていただきます。

2 県民文化部次長あいさつ

（岩下県民文化部次長）

今日から皆さんお疲れ様です。県民文化部次長の岩下でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

本日、お忙しい中、当懇談会の方に、皆様ご出席をいただきまして、御礼申し上げます。また日頃から皆様には県行政、それぞれの立場でいろいろご協力、ご支援をいただいておりますことをこの場をお借りして感謝申し上げます。前回、10月にこの懇談会を開いたわけですが、前回は女性保護事業を中心にこれまでの本県における女性支援に関する取組状況、これを皆様と共有した上でどういった課題があるかといったことについて、皆様方から具体的にいただいたご意見とすれば、支援担当者であっても、なかなか女性の相談窓口の連絡先が見つけないといったこと、あるいは予防的な観点からの情報を含めた広報啓発に関する課題、あるいは相談支援に関わった専門性の確保と、体制についての課題、そういったことも含め、さらには行政機関だけではなく民間団体を含めた多様な機関との連携の必要性についてご意見、ご指摘をいただいたと理解しております。

こうした意見をもとに、今回私どもの方で、計画の骨子案、それと具体的な取組につきまして、まとめさせていただきました。本日、2回目となりますがその内容等について皆様からまたご議論をいただき、ご意見をいただければありがたいと思っております。

専門家のお立場でそれぞれ忌憚のないご意見をお聞かせいただければというふうに思っております。改めてこうしたことをお願ひ申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

（事務局）

会議事項に移ります。

なお今回も、施設の所在、その他秘匿情報につきまして、忌憚のないご意見を頂戴するために会議を非公開で開催させていただきます。後に秘匿事項を除いたものに

ついて、議事録を公開させていただく予定でございます。

ここからの進行は、宮下座長にお願いいたします。

（宮下座長）

初めに、前回第1回の策定懇談会でいただきましたご意見について、事務局からご説明いただきます。

（事務局：資料1をもとに説明）

（岡本構成員）

県外で起きる事案の中に長野県の女性が被害者として存在するのではないかと、ということ、本当に大事だと思いました。高速バスとか新幹線などで、県外にアクセスしやすい土地柄ですから、県外で被害に遭うこともあると思います。

県外で被害者支援をしている時に、「実家に帰りたいけど帰っちゃうと、無料の心のケアが受けられない」ということで、そのまま県外で複数の長野県出身者の面接を行った経験がございます。安心してご実家に帰れたらよかったけど、県内では専門的なケアを受けられる場所がないということで、怖い思いをしながら下宿先でお金もなかなかかけられない中で苦労していた事例があります。まさにそうだなと。

それから全然別のところで、県内のどこかで「パパ活」をしているという話を聞いたんです。チャット、SNSでマッチングアプリを使ってだと、事案が拡散して見えづらく、意外と深刻なんじゃないかと思いました。ひょっとしたら行政とか私達が考えるやり方では本当に必要な人に必要な政策とかサポートが届いてないのに何か大変なことになってるんじゃないかなってというのがちょっと恐ろしく感じました。周知の場所とかも工夫しないといけないかもしれないですね。

（宮下座長）

新しい視点のお話もいただいたんですけれども、前回の意見を前提として、基本計画の骨子案を作成いただいております。

（事務局：資料2、資料3をもとに説明）

（宮下座長）

前回出ました女性支援を巡る課題。前提として、右側の基本目標が4つ立てられております。第2で基本目標それぞれの内容について、目標を達成するためにどのようなことを計画していくかということが書かれているんですが、中身についてご意見いただく前に、4つの基本目標についていいんじゃないか、あるいはこれは抽象的でよくわからないとか、むしろこういうふうにした方がいいんじゃないかというご意見があればいただきたい。

（岡本構成員）

1の「周知・相談支援による信頼関係の醸成」というのは、誰に対する信頼感なんでしょう。県民の女性ですか。信頼関係、誰と誰が信頼関係なのかな、ちょっと不思議に思いましたが。

（事務局）

相談を求めている女性に対して、県からの相談支援、周知の取組を改善していくことによって、相談窓口に対する信頼感を持っていただくことを意図しております。

（宮下座長）

本県における女性支援を巡る課題の1がありますが、この1の課題に対応する目標という感じで、それぞれが対応するということですね。

（出澤構成員）

相談がしやすい人としにくい人というのはやっぱりあって、あまり身近すぎると相談しにくい場合もあったり。顔は見えないけど、かえって本音を吐ける場所もあったりすると考えて、どういう対象にするかということですかね。

それから、行政サービスでいろんな支援があります。女性相談の関係だけでなく、例えば要保護児童対策地域協議会など市町村でずっと積み重ねてきて、課題のある人たちのフォローをしてきて、その人たちが大人になったり少し大きくなってくると性の問題、DV、いろんなところに繋がってくることもあるので、繋がりをどう生かしていくかをご検討いただいた方が良いでしょう。

（川瀬構成員）

おおよそよろしいかと。

「一時保護機能の多様化」は、どういうことを想定していますか。

（事務局）

一時保護の現在の中心利用者、DV関係で避難される方にはほぼ一元化しており、それ以外の例えば生活困窮等の事情から自立をしたいとか多様な悩みの方がいらっしゃると思われていますが、住所の秘匿が必要な方が利用しているために、多様な女性への支援ができていない現状がございます。

例えばDV被害者の方はある施設に、別の問題を抱える方は、別の施設に行っていたり、多様な一時保護の在り方を確保することによって、支援の幅を広げるイメージです。

（出澤構成員）

「りんどうハートながの」の情報も少し提供できればと思います。

性虐待、自分の家族から性加害を受けた方がどこにも行けない。女性相談センターで保護してもらえるとと思ったら対象じゃないと言われ、結局「やどかりハウス」という民間施設でまず居場所を確保して、生活保護を受けさせようかといったとき、車を手放すのはできないという話になった例を聞いたことがあります。一時保護の場所を全部女相でまかなえるかということ、そうではないということもありますし、性暴力被害の相談も私のいた当時より多様化している状況だそうなので、幅を広げていただければ。

（萱津構成員）

項目を大きく変更するというのではなくて、ソーシャルワークでいうと、(1)については信頼関係の「構築」という言い方はするんですが、「醸成」というと、信頼関係を作るだけじゃなくて、どういう広がりがあるのかなと思いました。

（岡本構成員）

「周知広報」とは広く全体に知らしめること、情報が行き渡っていつでも使える状態にすることで、信頼関係となりますと、相談とかサポートを受ける人たちが作り上げるものなので、周知広報と信頼関係っていうのは本来別々に議論することが多い。一緒にすると、誰が誰に信頼関係をつくれればいいんだろう、とわかりにくくなってしまいうんですね。ケースワークでも同じ発想だと思うので、混ざっているのがこれでもいいのか、疑問に思いました。

（宮下座長）

私も4つの目標自体は特段問題ないと思うんですが、表現の問題として、先ほど本県における女性支援をいう4つの課題に、この基本目標がリンクしているということが、表現としてちょっとわかりにくいところがあると思います。

例えば、この女性支援を巡る課題の方見ますと、表現として簡略化して、「周知・相談支援による信頼関係を醸成」ということで、コンパクトになったが故に表現が変わってちょっとわかりにくくなってるのかなと。

例えば基本計画の4つの基本目標としてこれを挙げた上で、説明がつくのであれば、またいいと思うんですが、そうでないということであってこの基本目標が4つポンポンって出ると、今のような疑問が出てくると思うので、表現を変更した方がいいかもしれないということは思いました。

民間団体等による実施主体が少数だという問題があるということで、連携強化と掘

り起こしが目標になっているということですが、そもそも実施主体が少数であれば連携できないし、掘り起こしもできないと思うんです。

おそらく内容的な問題はそんなにないと思うんですけども、表現の問題なのか。もう少し説明的に、内容がわかりやすいようにしていただいた方がいいと思いました。ただ、箇条書きにした方がわかりやすいというのはその通りだと思いますので、その下に何か説明的な記述をされた方がいいのかなと。

次に第2章、「支援のための策定内容に関する事項」で、基本目標2に対応したそれぞれの内容が検討されていて、まず1の「周知相談支援による信頼関係」の中に「アウトリーチ等による早期の把握」「居場所の提供」「相談支援」という内容が記載されてるんですが、ここに何かご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

（岡本構成員）

「周知」というのが、私の捉え方では全ての県民が、女性支援、女性相談これらの施策を知っておくことを目指すことだと思うんですけども、それって相談の質を上げるとか、相談員、相談機関のスキルアップとか、できることを増やしていくこととイコールとっていて、周知しても「電話かけてみたけど対応が良くなかったら、もうかけたくない」とか、口コミで「あそこは駄目」「相談しても結局DVしかやってくれない」。DVも「もう逃げますって言わないと動いてくれない」となっちゃうと使われないし、繋がりにくくなっちゃうので、相談員の質とか、内容を上げていくこととセットでやらなきゃいけないと思うんですね。

資料3の1(3)の相談支援のところ、女性相談員の8割以上が50代以上となっていますが、幅広い年代の様々な相談員がいないと。

一定以上の年代の相談員が悩んでいることの一つとして、「感覚がわからない」というのはよく聞くんです。チャットとかスマホとかSNSとかも使わないし、性に関する考え方も全然違うので、非常に困ると。受け止めて聞くようにって思ってるけれども、「それ駄目だよ」って怒りたくなるのを毎年研修を受けながらそうじゃないんだと、自分に言い聞かせてアップデートしていかないと、今の若い人たちの感覚に沿った相談ができないんですよ。

相談員の年代を幅広く入れていくには、県が研修とか養成講座を毎年開いて育てていくぐらいのことをしないと。県外の民間団体に委託するのはもったいないことで、例えば県のお金で、支援団体をお願いしてチャット相談、LINE相談を頼むと、お金を県外にもって行くわけですよ。

理想的には県の中で、養成講座を開くことで女性相談とか女性支援を広げることでもできるし、スキルを持った相談員を育てることもできるし、女性の雇用にも役立つ面があるので、養成講座とか相談員のスキルアップを幅広くやっていく中で、相談員にちゃんと予算をつけて、適切な人を雇用していく。部分的にはやられていることなの

で、それをまとめて、長野県の中で回っていくシステムができるといいなって思います。

（宮下座長）

周知、相談支援関係について(1)のアプローチと(3)の相談支援はリンクしている。なおかつ、相談員の対応力向上等々を含めて人的な拡大も必要という意見ですね。

前回も出たと思いますが、ちゃんとした人に来ていただくためにはそれなりのペイが必要。そうすると、会計年度職員というのはどうなんだろうっていう話にはなってくるんですが、これについて県ではどうお考えでしょう。

（事務局）

体制については、もちろん検討してまいりたいと考えております。すぐにできるかどうかという問題もあるんですけども、確かに相談員の方について、やはり若年者の相談を受けることを考えれば、若い方の感性、悩みどころに手が届く方に来ていただける体制が何か作れればということはおっしゃる通りと考えます。ただ、県内の中でも実際に相談のための専門的な知識を持った方ですとか、とりわけ若い年代で携わっていただけの方、まだ把握ができていないという課題も、そもそもあるかなと、お話を聞いていて感じたところです。

（宮下座長）

相談員の質の向上あるいは人的な拡大も含めた上で雇用、報酬の会計年度職員かどうかというのは、計画の中に入れていくことではないと思いますが、ちょっと検討していただければと思います。

（岡本構成員）

民間団体の掘り起こしにも繋がってくると思うんですけど、一個一個政策が出るんじゃなくて、基本目標の1から4までが関連し合うといいですね。例えば「民間主体等の掘り起こし」、理想であるかもしれませんが、民間団体、NPOとかの女性ができて、あるいは活動しているNPOには何か連携なり助成ができるようにしてそのNPOから育っていったらというやり方もあるかもしれないし、年に1回でも2回でもその若い人たち向けの、県でいろんなことやってますよね。

例えば性教育だって、お金のかからないやり方で、大学生に教えていく。ピアカウンセリングみたいなものも長野県で単発的にやってるんですよ。うまくいったシステムを何か真似して統合するというか、連携して、繋がられると低予算でできるのかななんて思うんですけども。

お金をかけるのは難しいかもしれないんですけど、こういう政策について、別々ではなく連携して機能させていってうまい循環を起こすものができればいいなって思っています。

（出澤構成員）

公開講座、あるいは養成講座を開きますよってということで、例えば4地区にもやってくれたりとかしたりすると、本当にやっていただける人はそうはいないかもしれないけれども、一般のPRになる。学校で性教育をやるのと同じように、一般の方々に事態の認識をしていただいて、実際こんなところもあるんだよってということの啓発活動みたいなものとリンクすると拾えるかな、なんて思いました。

（岡本構成員）

県の長野保健所で性教育をやっていますし、大学でサークルとしても動いています。大学生への広報になるっていうのと、講座を開いて養成しますみたいにしてやると、本来は相談したい人、問題意識を感じている人が来るんです。

相談は敷居が高いんでしょうね。自分が悩んで、相談しますって行くのは嫌だ。プライドもあるでしょうし、恥ずかしいかもしれない、嫌なんだけど、「支援員になりませんか」っていうと来れるんですね。広報にもなるし、相談員のスキルアップにもなるし、本来の必要な人にも繋がるっていう。混ざっているんで、研修の在り方は考えないといけないですが、予算削減も必要なので、そうやって機能的に全体的に動いていくような案になると、とってもいいなと思います。

（川瀬構成員）

「一緒に学ぶ」という視点が大事で、確かに里親さんも今なかなか手なくて敷居高かったりするんですけど、他県でも里親講座でやったとき里親をトレーニングすると、これになりたい人と一緒に学べる形になっていってるんですね。

あとは、相談員の質の部分では自立支援へ推進の中で市町村との連携が出ていて、2024年施行の改正児童福祉法の「こども家庭センター」ができたとき、市町村によって相談を受けたときの対応の違いとか、相談を受けた側からすると、満足いくものがなかったということも起きてくると思うと、窓口部分での対応と、さらに専門的な部分は大事だと思います。

調整する力は専門家であっても必要になると思いました。確か諏訪も看護学校でピアカウンセリングをやっていて、精神科医と一緒につつじヶ丘学園の子どもたちのところに来ていただいて、それをソロプチミストに支援していただいたり、そういうことがあるので、それも一つの掘り起こしというか、資源を結びつけていけるといいかなと思います。

（萱津構成員）

長野大学も公認心理士養成が始まりました。精神保健福祉士を持っている学生も毎年15人ぐらい養成していますので、話を聞いて受容するところの部分については、同じ年代の人だから話せる部分もあると思います。県内の学生にうまく機会を与えると、学生自身が問題に気づいたりがあったりしますので、双方にとって同年代のピアカウンセリング的に、有効なのかなと思います。

もう一つ、(1)の既存の相談窓口の連携の中にスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが教育委員会で配置されていますが、一番教育現場に入りづらいところに二つの職種の人は今入っていていますので、いじめとか自殺予防だけではなくて、こういうところで発見することが絶対あると思います。今、県の第9期高齢者プラン策定の検討で、ヤングケアラーも発見できないかという期待があります。日常的に入っているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーならば、対面で話が出来たり、そういう人たちと繋がっていくことで、メール等のやり取りができればとっていて、そこを強化していただければと思います。

社会福祉士会の会員で12、3年スクールソーシャルワーカーをやっているのに、契約更新という例もあります。ただ負荷だけかかってしまうといけないので、将来的には常勤で働けることも考えていただきながら、教育現場で絶対必要だと思います。スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーを専門職として活用していただければ、若い人たちの現状を把握したりアセスメントできると思います。

既存の相談窓口のところにスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの連携で、「教育委員会との連携」も入れていただければと思います。

（岡本構成員）

大学とかでワーカー、カウンセラーなどを養成したりピアカウンセラーを同じ年代で育てたり、養成講座をやっているときに、結局報酬の単価が安いから生活に余裕がある年齢の高い人しか応募できない現実があつて。雇用とくつついて、年代が高い相談員しかいない。それでスキルや価値観などが限られてしまう。そうするとそこに繋がれない悪循環が起こってしまう。本当は常勤に越したことはないんですけど、相談員の待遇とか、雇用形態とかと繋がっていると思ってしまう。

（宮下座長）

物事をお願いするときに、高い志を持っている方も、熱意だけに甘えてお願いするということになると、なかなか人も育っていかない。

法令の第19条には、国及び地方公共団体が困難な問題を抱える女性の支援に関する活動を行う民間団体に対し、必要な援助を行うように、とあります。これはもちろん

経済的援助に限られませんけれども、そういうことも法令でも定められていますので、バックボーンにおいた基本計画にさせていただく必要があるのかなと。

萱津先生おっしゃったところで、計画の中にいくつか「連携」という言葉が出てきます。例えば1の(1)の一番下に、既存相談窓口、民間団体、いろいろな「連携」は出てくるんですが、この基本計画に基づいた機関を何か作るわけではないですよ。

例えば県の機関を作ってそこと民間団体が連携するとか、既存の窓口が連携するっていうんだったらわかるんですけども、既存相談窓口との連携っていった場合に、「誰が何を連携するのか」と、尋ねられると答えにくいのかなと思います。

今まであるものを使って繋ぎ合わせて、ハブとなって、新しいことをやっていこうということだと思うんですけども、既存窓口との連携は、誰がどう連携するのか、ちょっと表現を考えていただいたらいいと思いました。

同じく(1)の「高等教育機関、大学、短大等に向け周知啓発の改善」、これは非常にいいと思うんですが、困難な問題を抱える女性というのは、高等教育を受けていない人、高等教育に入って来られない人が非常に多いので、もちろん高等教育機関における周知啓発活動も当然必要でその改善も検討していただいた方がいいと思いました。

（岡本構成員）

今までだったら公共機関の女性のトイレにDV相談のカードとかはあったと思うんですけど、もうちょっと工夫のしようがあるのかな。人が集まりやすい、使いやすいところに広報する発想も必要かなと思いました。

また、県内でもヤングケアラーの子も散見されるようになってきて、家族の問題ですごく困って自分の力を発揮できていない子たちを一体どうするのかと考えたとき、DVでもないから一時保護してもらえない事例は出てくるんですよ。

幅広く家庭のことで困っちゃっていると、一時避難的に少し家族から離れて、ちょっと自分と対話できるみたいな、幅広い利用っていうことで計画していただけるといいのかなって、日々そこが困っている。行く先がない人は本当に困れば何かあるけど、手前の人たちが行く場所がなく、問題がこじれていく。早期発見、早期支援のためには幅広いことが必要なのかなと。

（宮下座長）

2の「一時保護機能および支援の多様化」に繋がるお話だと思うんですけども、次にこれについてご意見を伺いたいんですが。

（出澤構成員）

生活歴みたいなこと、親が十分な教育ができてこなかったり、お金がなかったり、加害者になってしまうことをしてしまうとかの状況で、困難な問題を抱えざるを得な

くなってきた人もたくさんいると思うんですね。

行政に何ができるかという、年齢層が高い相談員が悪いわけではない、かえってそれがいい場合もあることもよくお考えいただきたい。それから、小さい頃から課題のある人たちを市町村で結構把握しているというのがあるので、どうフォローしていくかも加味しながら、今後の支援のあり方を考えていただきたい。

今相談はメール、LINEがいいねって言うけど、LINEで受けるのは対応しきれないからやめた方がいいよって言われちゃったという話があるそうです。LINE入れて、既読になったかどうかを確認しないとせっかく送ったメッセージに答えてもらえないことになるので、PRの仕方も考えていかないといけないところがあると思いました。

（宮下座長）

お話聞いて思い出して、1の(3)の相談方法の拡充、これいいと思うんですが「文字媒体による若年向け相談」、LINEとかメールとかが認知されているんですけど、文字媒体にだけではなく「複数媒体による」ぐらいの方がいいのかなと。

（川瀬構成員）

支援の多様化と同時にその拡充が図られることが望むところで、女性だけじゃなく母子支援の関係も必ず入って来たりしますし、DVだったり身体的な虐待だったり、あるいは生活困窮と、様々な場面において、困窮から抜け出す一時保護先ってそこで相談が展開されることを考えますと実は非常に大切な部分だなと思っております。

新しい女性支援に関わる基本方針が出てくるもう一つの狙いとしても、先ほど出ているように、予防的な支援として、一時保護先や相談支援を使いましょうと言っているのかどうか、本当にギリギリになって末期の状態を使うのではなく、余力というのか、自分自身の力の中で、学生も含めて使いながらまた健康な状態で早く社会に参画できる意味合いも含まれることが、いわゆる医療的な今後進んでいく支援としてはいいんじゃないかなと感じるところです。

（萱津構成員）

2について、多分生活困窮については各市町村の「まいさぼ」が関わっていると、「あんしん未来創造センター」で若い人でも、保証人がいなくても一時的に住居を確保できます。県社協だけではなく、先ほど出てきた民間施設は、地域を拡大してアパートを確保しようとしているので、今活動しているNPOを支援することによって女性専用のアパートの確保することも可能になると思います。

それから、前回も言いましたが特定妊婦についても、やっぱり何とか入れていただければ。乳児院の相談窓口だけに負担がかかるんじゃないかと、生まれてからも乳児院

に通ったりしながらお母さんが自立して行って、いずれは子どもを引き取れるところまで持って行って初めて、計画が生きると思います。

（宮下座長）

自立支援の推進の方には、生活再建支援のところで公営住宅の入居というのが挙げられています。一時保護で公営住宅の利用が難しいんですかね。法律、条例を変えなきゃいけないのかな。

（事務局）

公営住宅の優先入居に関しては、国の通達に基づいて、母子世帯とDV被害の方の優先入居制度を設けています。ただ、DV等以外の困難な問題を抱える女性に範囲を拡大するとすると、通達を改める等の対応が必要になってくると考えられます。

（宮下座長）

「りんどうハート」関係の被害者の方で公営住宅って入らなかったですっけ。

（出澤構成員）

多くの場合、避難の形で一応相談するぐらいで、公的に入れなかったような気がします。

（宮下座長）

各市町村の犯罪被害者条例で、今つくってますもんね。そうするとちょっとこれなかなか難しいんですか、わかりました。

3の「自立支援の推進」について、いかがでしょうか。

（川瀬構成員）

市町村の数が多いものですから、連携の隙間にこういった問題と落ちやすいと思っ
て、県と市町村と連携を図って、諸地域がこの問題を一緒に考えていけないといけ
ない、丁寧にやっていく必要があると思います。

（萱津構成員）

「まいさぼ」は社協に委託されていますので、市町村との連携等とともにやっぱり
「まいさぼ」が把握している生活困窮者とか、バックにある問題を抱えた女性なんか
も、できれば「まいさぼ」で繋がったらそこで終わってしまうんじゃなくて、次に繋
げられるような、それぞれの機関がこういう場合はどこに繋がればいいのかという仕組
みを知らない場合などがありますので、一同で研修会ができたりしてそこがわかれば、

もう少し自立支援に対して有効になると思います。

場合によっては職業訓練からとか、就労支援から入っていかないとなかなか自立に行かない場合もありますので、そのこのところをうまく使っていただければ。

（宮下座長）

4の「実施主体との連携強化、掘り起こし」。これもなかなか難しいところだと思いますが、いかがでしょうか。

（岡本構成員）

民間シェルターもすごく期待したいところです。

行政でできないところがどうしても出てくる、それをちょっと補ってくださるのが民間のNPOやシェルターだったりすると思います。ここは何とかしたいなって非常に強く思うんですけども、全くないわけではないですよ。やどかりハウスですか、さっき名前があった。

ないとしたらこれはちょっと抜本的に力を入れて何とか助成をするべきだと思う。この辺は皆さん情報とかおありになったら、逆に教えていただきたいなど。

他県でお仕事したときにもう本当に困ってどうしようもないってこと民間さんに助けていただいたことが何度もあるので、なくてどうやってるんだろう。

（宮下座長）

シェルターが長野県にはないことについて、ただこれは大きな都市ですとね、利用者さんがそれなりにいらっしゃいますので、民間でも都道府県でもそういうものを作っていくってことができるでしょうけれども、数が少ない中でそれを運営していくのは困難だっていう事情は、現実問題としてはあると感じております。例えば複数の都道府県が一緒になってやるとか、そういう道を探っていただくとかそうするとやっぱり本来は国レベルの問題があるのかな。

（萱津構成員）

県の77市町村全部についてというのは無理で、長野、松本、上田と飯田か伊那のところシェルターとかアパート、入れるようなNPOを何とか育てていければ。

今、長野、松本、上田は既存のものが一つずつありますので、そこに緊急っていうところに対応できないかっていうと、できればいいかなって。やっぱりそのシェルターにはソーシャルワーカーもいますし、場合によっては心理を学んだ人がいますので、何とかそこを強化できるような、こういう事業をやりませんかというような補助金が出るとありがたいと思います。

意欲を持ってやっている民間のところも少しですけどありますので、うまくそこが

繋がって事業が展開できればいいなと思います。それから社会福祉法人で地域貢献で、やってくれるところがあればと思っていますが、補助があれば始めることもできるし指導者を拡大できるかもしれません。

（宮下座長）

なかなかNPO法人団体でやってくれというのも難しい。

公的資金が入れば、そういうのを育てていくことも可能と思いますが、長野県内でそういうNPOで集団みたいな形でやっていると対して、補助金として支出できそうな性質のものってありそうですか。

（事務局）

県事業では現状ありませんが、国の補助を使う形になろうかと考えます。

（宮下座長）

補助がありますよっていうことを教えてあげるっていうのも、民間団体に対する支援ではないかなと思います。

（川瀬構成員）

現場のワーカーさんが一番困ってるんじゃないかな。

どこでお会いしても断られ、あるいは電話しても無理と言われてしまう、金曜木曜とか土曜日の夜中とか、言えばこっそり扱ったりすることもあるわけですね。いわゆる今の役割、制度を超えたところに問題が起きていたり、社会そのものの対応が進んでる中で、制度が追いついてないところも現実的にはあって、でも目の前にもう困ってる人がいたら、救うのが当然としてやってるところって、あるんだと思うんですね。

ただ、それがこういう形での社会化されたときに整備をするものはしましようっていうことでいうと、ただ事業といっても例えば各2,000円とか3,000円とか、そういうぐらいの形だと思うんですね。それでなかなかどこから手上げるってなかなか難しいと考えると、あるものを活用したり資源を探し出したりあるいは統合していくっていうんですかね、法人やNPOであっても、この事業についての一部はこちらでも担えるとかですね。

そういったものを新たに作るというよりは、含ませながらやっていくとか、あるいは産婦人科も少しずつ減っていくと言われる中で、産婦人科医であっても例えば母子保健の分野で協力できる場所はないとか、医療と福祉、あるいは社会福祉と母子保健の関係というものが、少しずつ含みながら何か事業ができる場所ができてくるといいのかなと感じて、自分のとこで何ができるのかと思いながら、聞いていたところ

です。

（宮下座長）

川瀬先生にいただいたことがまさに新しい基本計画の方向性なのかなと思います。前もちょっと言いましたけれども、時間のなかで新しい制度、新しく作っていくということはできないので、今あるものをブラッシュアップして、あるいは利用の方法を変えて、使いやすくしていく。周知をしていく。そういう方法で新たに困難な問題を抱えている女性を支援していかれる計画を立てる、ということだと思っておりますけれども、なかなか難しいと。これ今先生方にいただいたご意見に基づいて、この4つの目標に書かれているのは、これが具体的な文字になっていくわけですね。これは大変な作業だとは思って、今具体的なご意見いただきましたので、次回はそれが文字になったものが出てくるんですか。

（事務局）

次回が最終回になりますので、素案をお示しできればと考えております。

（宮下座長）

何か最後にご意見は先生いらっしゃいましたら伺いたい。
よろしいでしょうか？それじゃありがとうございます。